

調布都市計画道路3・4・16号線（岩戸北区間）用地説明会

- 1 開催日時：令和3年4月23日（金） 午後6時00分～午後6時40分
午後7時30分～午後8時10分
令和3年4月24日（土） 午前9時00分～午前9時40分
午前10時30分～午前11時10分
- 2 開催場所：狛江市役所防災センター4階 401・402・403会議室
- 3 市職員：都市建設部整備課長、都市建設部まちづくり推進課長、整備課職員7名
- 4 説明内容：事業概要及び用地補償について、スライドに沿って説明。
- 5 質疑応答【概要】：

Q: 都市計画道路の計画線は、どこで確認できるのか。

A: まちづくり推進課（市役所5階）の窓口で、事業認可資料として、事業地表示図をご覧頂くことができます。

Q: 都市計画道路は、いつまでに完成する予定なのか。

A: 事業認可期間は、令和3年3月12日から令和9年3月31日となっております。

Q: 事業認可に伴う、事業範囲内の土地や建物の売買に関する市への届出（都市計画法第67条）は、マンションの売買についても必要となるのか。

A: マンション（1室）の売却についても市への届出が必要となります。

Q: 土地の売買金額は、どのようにして決めるのか。

A: 公示価格（国や都による基準地の土地評価額）、不動産鑑定士による鑑定価格、近隣の取引事例等を参考に、狛江市財産価格審査委員会にて評定いたします。

Q: 土地価格は、いつの時点の評価になるのか。

A: 事業認可日（令和3年3月12日）を基準として、毎年評定を行います。

Q: 建物の一部が計画線にかかる場合は、どのような補償となるのか。

A: 補償金の算定には、補償対象物（建物や工作物等）の調査が必要になります。調査により移転工法を検討し、工法に準じた補償金額を算定することになります。

Q: 駐車場に対する補償はないのか。

A: 駐車場に関しては、計画線内の土地の売買代金がそれに当たることとなります。

Q: 市との話し合いには、どれくらいの時間を要するのか。

A: 計画線にかかる土地や建物の状況により様々ですが、標準的に、お話し合いが始まってから土地の売買や補償金等に関する契約を締結するまでに1年程度の時間を要します。

Q: アパートを経営しているが、借家人への対応はどのようにしたらよいのか。

A: 土地・建物の所有者の方とお話し合いをさせて頂くと共に、借家人の方には市から、お話をさせて頂きます。また、それぞれの方の補償金等の契約に関しては、同時契約となっております。